

令和3年度 第1回蕨市子ども・子育て会議 概要

1 開催方法 書面会議

当初、令和4年2月17日（木）に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、書面会議とすることを決定し、2月3日に各委員に通知しました。また、3月1日に会議資料を送付し、3月18日までにご意見を寄せていただくよう依頼しました。

2 議題

(1) 量の見込みと利用定員について

資料

- ・第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画実施状況【令和2年度】
- ・保育園・留守家庭児童指導室の利用定員・利用状況等の内訳（R3.4.1現在）

(2) 計画の進捗状況について

資料

- ・子育てに関する総合的な施策の展開 実施状況【令和2年度】

(3) その他

3 委員からの主な意見とその内容

(1) 量の見込みと利用定員について

委員：私は公立保育園を利用しておりますが、昨今のコロナウイルス関連の連絡等で先生から連日の電話連絡やお手紙送付（わざわざお届けにいらっしゃいます。）等を受けながら、ITを利用した連絡手段はとれないものかと思えます。休みの連絡も電話のみであり、全体への周知事項等も掲示板での連絡が主で、現在登園自粛を続ける我が家にとって、お友だちの退園を退園後に知ることもありました。コロナウイルス関係だけでなく連絡事項の電子化を進めていただけないでしょうか。国家としてもITに力を入れている今日この頃、ぜひともご検討いただきたいです。

事務局：保育園において新型コロナウイルス感染症が発生した場合、濃厚接触者の特定や臨時休園等の保護者への連絡については、公立保育園では、保護者へ電話を掛けた上で、通知を送付しておりました。委員のご意見のとおり、ICT化を進めることは、保護者の皆様および公立保育園職員の双方にとって大きなメリットがあるものと考えております。その後、7月臨時議会で補正予算が成立し、プロポーザルの結果「コドモン」を導入することとなり、令和5年2月20日から保護者との連絡機能について本格運用を開始したところでございます。

委員：地域子育て支援センター「ほっこりーの蕨」では、コロナ禍において下記の事業を展開しました。

《令和3年度》

- ・オンライン講座やインスタライブ等、非接触型交流

- ・ 24時間メール相談対応
- ・ 1時間500円託児（一時預かり事業）

《通常の子育てサロン業務も実施》

参加申し込みがネットでいつでもできるのは助かるという声が聞かれました。事業縮小や中止の状況もありますが、多様なニーズに応えること、様々な選択肢を備えていくことが、更なる市民福祉の向上につながると思うので、関係各所と連携を取って「コロナ」という未曾有の状況下の母親たちをサポートしていきたいです。

事務局：本市の地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）は、現在、公設2カ所民間委託2カ所の計4カ所で実施しております。令和2年12月から、長引くコロナ禍において子育て中の方の孤立等が問題となってきたことから、イオンタウンわらび店内に店舗を持ち、オンラインでの子育て相談や子育て講座等を行っていた株式会社ほっこりーのプラスへ地域子育て支援センターを委託し、民間ならではの多彩な事業を展開していただいております。令和4年度からは月2回程度、土曜日にパパ向け講座も実施していただいております。

委員：地域子ども・子育て支援事業の対象となっている「子ども」の年齢について、何歳までを設定されているのでしょうか。事業内容を見ると、小学校高学年～高校生までの支援が少なく感じました。

事務局：本計画の根拠法となっている「子ども・子育て支援法」では、「子ども」の定義は、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう」となっております。地域子ども・子育て支援事業は、下記《参考》のとおり13の事業がありますが、その事業のうち、高校生までを対象とする事業は「養育支援訪問事業」「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」「子育て短期支援事業」となっており、小学校高学年までを対象とする事業は「放課後児童健全育成事業」、「ファミリー・サポート・センター事業」「病児保育事業」となっております。

《参考》

子ども・子育て支援法に掲げられている「地域子ども・子育て支援事業」

- ① 利用者支援事業
- ② 延長保育事業
- ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤ 放課後児童健全育成事業（放課後子どもクラブ）
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑨ 地域子育て支援拠点事業
- ⑩ 一時預かり事業
- ⑪ 病児保育事業
- ⑫ 子育て援助活動支援事業
- ⑬ 妊婦健康診査事業

本市においては、地域子ども・子育て支援事業のうち、小学校高学年までを対象とする事業はどれも実施しておりますが、高校生までを対象とする事業については「養育支援訪問事業」のみの実施となっております。

委員：「第2期蕨市子ども・子育て支援事業計画」について、気になったところを書きます。

① 16 ページ「市で実施している事業の認知度と利用傾向」

母親（父親）学級、両親学級、育児学級の認知度は高いのに、利用意向が低い理由はどんなことが考えられますか。

② 31 ページ「外国人の子どもの増加に伴う課題」

外国人と日本人の保護者の言葉や文化の違いにより、コミュニケーションが取りづらく、外国人の保護者の孤立の話をよく耳にします。幼稚園・保育園や学校からの手紙が読めずに、必要な連絡が伝わらず、子どものいじめの要因となっていることもあります。保護者会やPTA役員の問題も結果的に子どもの居づらさにつながるケースも多くあります。多文化共生の仕組みづくりが進んでいると思うので、すでにその点も含まれているかもしれませんが。

③ 31 ページ～32 ページ全般について

「安心して働ける子育て支援」は、働く親の視点であり、子どもの立場からの視点が薄い気がします。どちらも満点ということは難しい問題ではありますが、子どもからの意見も大事な事項です。

④ 32 ページ「アウトメディア」

アウトメディアは必要なことだと思います。しかし、「メディアから離れよう」というだけでは、子どもたちは何をしたらいいのだろうかということになります。メディアの逆側にある推奨する事柄や環境を用意する必要があると思います。

⑤ 33 ページ「地域力の向上」

蕨市は小さな市だからこその地域のつながりが大きいと感じます。しかし、子供会や健全育成の活動も、今は縮小傾向にあります。地域のつながり方、子どもたちの健全育成につながる場の新しい発想が必要と考えます。

⑥ 36 ページ

蕨に越してきた方から「蕨にはプレーパークがあるから越してきました」と言われたことが数回あります。すべての子どもを受け入れる体制のプレーパークや子ども食堂が「子どもの居場所」として必要です。子どもに対する視線が厳しい地域は、結果的に住みやすい場所とはなりません。子どもにあたたかいまなざしがある地域が必要です。

事務局：それぞれ下記のとおり担当の各課から回答いたします。

① 母親（父親）学級、両親学級、育児学級については、妊娠届の際のご案内や広報等で認知されているものと思いますが、ご自身の出産病院で実施される事業に参加できている方が多いものと認識しております。【保健センター】

② 現在、蕨市の人口の約1割が外国人の方であり、外国人の約6割が中国の方となっております。外国人の方であっても、日本語を習得している方も多く、また日本語が不得意であっても日本語の得意な知人からの支援を受けたり、翻訳アプリを使用するなどして、

コミュニケーションを図っていると伺っております。保護者の日本語が不得意なことが要因での子どものいじめの発生については、現時点では把握しておりませんが、引き続き子どもたちの様子を注意深く見守るとともに、いじめの早期発見・早期対応に努めてまいります。また、保護者会やPTA役員については、外国人の保護者の方にもご参加いただいておりますが、日本語が分からないことで、コミュニケーション不足とならないよう、個々の状況に応じて個別に対応させていただいているところです。今後も引き続き、コミュニケーション不足が外国人の保護者の方の孤立や、子どもの居づらさにつながるよう、個々の状況に応じて配慮していきたいと考えております。【児童福祉課・学校教育課】

- ③ 働く親に対する子育て支援を行うことが、子どもの福祉につながると考えておりますが、子どもの立場からの視点も重要であることを認識し、今後も施策を遂行してまいりたいと考えております。【児童福祉課】
- ④ これから長い将来にわたって情報社会、メディア社会を生きていく子どもたちにとって、メディアとの上手な付き合い方を身に付けることは、健康で安全な生活を送るためにも極めて重要であると考えております。今後も、未来を担う子ども達の健やかな成長のために、これまでの取組を基に、ICT機器等のメディアとの上手な付き合い方等に関する取組を進めていきたいと考えております。【学校教育課】
- ⑤ 地域活動の縮小傾向については、今後、引き続き検討していかなければならない課題であると認識しております。【児童福祉課】
- ⑥ 3つの基本方針の根底にあるのは、委員ご指摘のとおり「子どもにあたたかいまなざしがある地域」であり、今後も子どもや子育てを応援する市民の意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。【児童福祉課】

委員：資料2の各事業の実施状況について、コロナ禍の感染防止のためか、様々な事業、項目に「活動の縮小・中止」などが目立ちますが、代わりとなる活動へのシフトや検討は行われているのでしょうか。縮小、中止傾向のある事業を見ていくと、コロナ禍で孤立化している子育て世代が必要とする事業や休園、休校の際に頼りにしたい事業も多いように感じます。コロナウイルスという単語を耳にするようになり約2年、少しずつ感染防止の知識も蓄えられてきていると思います。縮小や中止により限定的な子育て支援になってしまうのではなく、感染対策を十分に取った上で、活動内容をウィズコロナの活動へとシフトしていく必要があると思います。

事務局：資料2につきましては、学校が全国一斉臨時休業となり、はじめて緊急事態宣言が発令された時期を含む「令和2年度の実施状況」であり、市の対応方針に基づき、各種事業や公共施設の利用を縮小・中止してまいりました。その後は、徐々に対応方針が緩和され、現在では新型コロナの感染防止対策を講じたうえで、できる限り事業を実施していく方向性にあります。

委員：資料2に関連して

- ① 児童館の利用年齢と利用時間について

この4月から18歳成人になり、18歳になると自分で判断し、自分で決めて行動する

ことになります。放課後の過ごし方が、その練習の場になることを望みます。現在でも18歳まで児童館を利用できることとしていますが、現実には利用しにくいです。開設時間を延長し、専用のスペースを用意してほしいです。延長した分の運営はNPO等に任せても良いのではないのでしょうか。子どもたちが自分で過ごし方を決める機会を作って、健全な居場所を確保してほしいです。私の孫が東京都中央区の児童館を利用しているのですが、子どもの利益を考えた運営がされていて、蕨市の参考になると思います。

② アウトメディア事業

GIGAスクール構想が始まり、2024年にはデジタル教科書が本格導入され、さらに学習でのタブレット使用機会が増えると思われます。コロナ禍で一人1台タブレットがすでに始まっていますが、目の健康だけでなく、心の健康を心配する声があります。アウトメディア推進委員会が、宣言の見直しに取り組んでいますが、新たな展開の必要があるでしょう。また、学習内容も子ども自身が課題を見つけ、調べる形に移行しつつあります。蕨市の子どもたちがこの学習形態に慣れるために、禁止事項ばかりの子育て環境を見直し、子どもは自由に好奇心を満足させ、タブレット学習がリアルな体験としっかり結びつくようなまちの環境を総合的に考えてほしいです。

③ 各種相談事業

蕨市では、子どもに関する相談窓口が複数あるが、相談員はどのような人たち（資格や委託先）が、どんな雇用形態で働いているのか知りたいです。今、行政の相談窓口の担当者が不安定な雇用形態であることが問題になっています。大切なのは人材の質です。勇気を持って相談してくれた市民に安心と寄り添いを提供できるよう、十分な対応ができていくのか心配です。実態も知りたいです。

事務局：それぞれ下記のとおり担当の各課から回答いたします。

① 児童館の利用年齢と利用時間について

児童館は、18歳未満の児童を対象に安全な遊び場と学習の場を提供し、その健康の推進と豊かな情操を育む児童厚生施設です。主な利用者は乳幼児親子と小学生で、催しや講座などの開催や遊具や図書などの整備は利用者層を意識して運営に努めております。中高生になると学業や部活動などで利用する機会は限られますが、中高生の利用が最も多い福祉・児童センターでは、自習室やフリースペースを夏休みに開放するなど居場所づくりに取り組んでおります。また、夏季期間中は利用時間を延長するサマータイムを実施していましたが、現在は新型コロナウイルスの感染症対策のため休止しております。今後も、児童館の利用促進につながるよう、利用者のニーズを踏まえながら他の自治体の取組なども参考に健全な居場所を提供してまいりたいと考えております。

【福祉・児童センター】

② アウトメディア事業

これから長い将来にわたって情報社会、メディア社会を生きていく子どもたちにとって、メディアとの上手な付き合い方を身に付けることは、健康で安全な生活を送るためにも、また、確かな学力や生きる力を身に付けるためにも、極めて重要であると考えております。今後も、未来を担う子ども達の健やかな成長のために、これまでの取組を

基に、ICT機器等のメディアとの上手な付き合い方等に関する取組を進めていきたいと考えております。【学校教育課】

③ 各種相談事業

子どもに関する相談の相談員については、それぞれの相談事業の資格要件を満たした者が相談員となっており、雇用形態については、正規職員や会計年度任用職員、委託先で雇用している職員など様々です。どの立場の相談員であっても相談者に寄り添い、きめ細やかに丁寧な相談に努めているものと認識しております。

主な相談事業における現在の具体的な雇用の状況につきましては、

- ・ 子ども家庭総合支援拠点：正規職員 2 名
 - 要保護児童対策地域協議会調整担当（社会福祉士）
 - 子ども家庭支援員兼家庭児童相談員（教員免許）
- 会計年度任用職員 4 名
 - 子ども家庭支援員兼家庭児童相談員（保育士、教員免許）
 - 虐待対応専門員（社会福祉士、保育士）
- ・ 地域子育て支援センター（公立）：会計年度任用職員 4 名（うち保育士 1 名）
- ・ 地域子育て支援センター（委託）：ひかり幼稚舎、（株）ほっこりーのプラス
- ・ 保育・子育てコンシェルジュ：会計年度任用職員 1 名（保育士）
- ・ 子育て世代包括支援センター：会計年度任用職員 1 名（保健師）
- ・ 保健センター電話健康相談：正規職員 9 名（保健師）
- ・ 教育センター：会計年度任用職員 6 名
 - 統括相談員 1 名（校長経験者）
 - 主任指導員 1 名（校長経験者）
 - 教育相談員 2 名（実務経験者）
 - スクール ソーシャルワーカー 1 名（社会福祉士）
 - 日本語特別支援教育支援員 1 名（教員免許）
- ・ さわやか相談室：会計年度任用職員 3 名（実務経験者）
- ・ お子さんの障害等に関する相談：障害者相談支援事業（委託先 3 事業所。雇用形態は委託先での雇用。）
- ・ 女性の心と生き方相談：（委託）（有）フェミニストセラピィなかま
となっております。

委員：①子ども・子育て支援事業計画実施状況（資料 1）においては、①幼稚園・認定こども園の 2 号認定の数値が、R 2 年度、R 3 年度ともに実績値が計画を上回っています。一方で、②保育園・認定こども園の 2 号認定は、実績値が計画を下回っています。これは、保育園の希望者が幼稚園を利用した結果、幼稚園の実績値が計画を上回ったということでしょうか。実態の説明をお願いします。

②認可保育園が R 4 に 1 施設開設し、R 3 の計画未達だったところが R 4 にはほぼ計画通りに提供できることは評価できるが、幼稚園の 2 号認定の実績値オーバーの問題やコロナ禍で増加しなかったであろう外国人の利用者の今後の増加予想を考えると、課題があ

るように見える。R4年度以降の対応方針について説明していただきたい。

- ③ コロナ禍で子育て世帯の中でも単親世帯に影響が大きいですが、経済面だけでなく子育てに関するサポート面で課題となっている点や、対応事例があれば説明してください。
- ④ 資料2の1歳児相談について、心配のある方への個別対応へ変更となっている点について、コロナ対応という意味では理解できますが、子育て支援が必要な家庭の早期発見という観点からは、対応は十分できているのか心配です。
- ⑤ ライフスタイルの変化で育児の支援は多種多様である必要が高まっている中、子育て世代包括支援センターは日本版ネウボラとしての役割が期待されています。関係する部署の効果的な連携を進めるには課題があるかもしれませんが、子育てに対する不安や悩みを気軽に相談できるような希望を持った運営がなされているのか、説明をお願いします。

事務局：それぞれ下記のとおり担当の各課から回答いたします。

- ① 幼稚園・認定こども園（教育部分）の2号認定（新2号認定）につきましては、実績値が計画を上回っておりますが、1号認定（新1号認定）の実績値および幼稚園等の合計利用者数の実績値が計画を下回っておりますので、幼稚園・認定こども園（教育部分）を利用している1号認定（新1号認定）の方のうち、保育の必要性の認定を受け、新2号認定となり、幼保無償化の対象となる預かり保育を利用している方が増えているということだと考えております。一方、保育園・認定こども園（保育部分）の2号認定の実績値が計画を下回っていることにつきましては、3～5歳の人口における利用申込率は、令和2年度が42.4%、令和3年度が44.0%と増加しておりますので、児童数の減少が要因であると考えております。【児童福祉課】
- ② 令和4年度の状況につきましては、令和4年4月に認可保育園1園および0～2歳児のベビー保育室（一時預かり事業幼稚園型Ⅱ）1施設を開設することで、保育の受け皿を拡充し、待機児童は2年連続ゼロを達成しました。年々増加していた保育需要（継続利用含む）は、令和4年度に減少に転じ、供給量が需要を上回っております。このことから、幼稚園の2号認定の実績オーバーは、保育の供給不足によるものではなく、幼保無償化により、保育の必要性のある幼稚園利用希望者が増加しているものと考えております。なお、R4年度以降の対応方針についてであります。少子化が進行し、未就学児童数が減少している一方、女性の就業率の向上による保育需要の割合の増加やコロナ禍後の外国人の増加の可能性など、保育需要の予測は非常に困難であることから、保育需要の変化を注視し、状況に応じた必要な対策を講じてまいりたいと考えております。【児童福祉課】
- ③ 長引くコロナ禍では、ひとり親世帯への影響は非常に大きかったものと考えております。経済面への支援が喫緊の課題でしたので、全国的に実施する給付金に加え、本市では3度に渡り、市独自にひとり親家庭を支援する臨時給付金を支給してまいりました。また、令和3年度には孤立を防ぐため、「つながりの場づくり緊急支援事業」として、「子ども食堂ぽっかぽか」に事業を委託し、フードパントリーや学習支援事業などを通じ、ひとり親への支援を図ってきたところであります。【児童福祉課】
- ④ 委員ご指摘のように子育て支援が必要な家庭の早期発見ができるよう、1歳児相談につ

いての通知では、次の健診時期が1歳6か月児健診であることと併せて、保護者の方が成長の目安を確認できる内容をお知らせすることで、必要な方にご相談いただけるようご案内しております。【保健センター】

- ⑤ 子育て世代包括支援センターについては、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことを目指して、妊産婦・乳幼児等、市民の方が気軽に立ち寄ることができ、相談窓口として認知されるために、妊娠届の際、面接または電話連絡により窓口の周知を図っております。【保健センター】

以上